

共生社会推進プログラム～障害のある人とともに～

1 障害者共生協議会報告書からの提言

～三田市障害者共生協議会からのメッセージ～

「みんなが安心して暮らせる」まちに向けて

<報告書第4章>課題に対する対応策
障害のある人が孤立しない地域づくりのためには、障害のある人とない人の相互理解を進める仕組みが必要であり、そのために障害のある人や家族、地域、行政や事業者などの支援者、それぞれが連携し、取り組むための方策を提示しています。

- (1) きっかけ作りのイベント的関わり
- ① 地域における防災訓練や祭り等
 - ② 当事者団体等の活動
 - ③ スポーツによる交流

- (2) 関係性を深める日常的関わり
- ① 声掛け運動の推奨
 - ② 地域での居場所となるコミュニティカフェ等
 - ③ 障害者が集える場所
 - ④ 「継続的につながる」教育の一步先へ
 - ⑤ 地域団体等への障害者の参加
 - ⑥ 避難のための「個別支援計画」の作成
 - ⑦ 地域での住まいの確保

- (3) 関わり構築を支援する取り組み
- ① 市役所窓口の改善、職員の積極性
 - ② 相談窓口の活用
 - ③ 気軽に相談できる方法の普及
 - ④ 地域活動に対する助言（スーパーバイズ）機能
 - ⑤ 個人情報壁のクリア



2 プログラムの概要

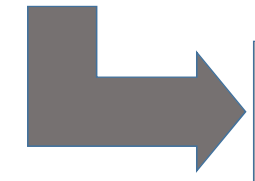
共生協議会の報告書を踏まえた行政の担う役割をまとめています

<目的>
障害のある人もない人も「共に生き、互いを尊重し、応援し合える社会」を目指します

<視点>
障害があっても自らの力を生かせるように、
障害のある人に対し、周囲の人や地域が配慮し工夫します

<三つの柱>
(1) 市役所は取り組みます
(2) 小中学校は取り組みます
(3) 地域と共に取り組みます

<見直しについて>
プログラムは進み具合を見ながら、毎年度見直します



数値目標 障害者福祉基本計画 基本目標4 社会参加の促進
【(2)障害のある人が「障害のある人への対応や理解が
足りている」と答える割合】
<H28年度>38.4% ⇒ <R5年度>70%

3 プログラムの詳細

プログラム項目	共生協議会 報告書第4章 該当番号	現状・課題
1 市役所は取り組みます		
<重点> ①市役所で障害のある人が共に働きます	—	・市役所の障害者法定雇用率（2.5%以上）は達成 ・障害種別は身体障害のみ採用 ・平成19年、20年、22年、26年に特別支援学校の生徒を市で 実習生として受入
<重点> ②多様な相談方法を整えます	(3) ① (3) ② (3) ③	・個々の課題に応じた相談窓口は整備できているが、そのために 窓口の数や種類が多く、複雑化している ・市役所の開庁時間以外には相談ができない ・障害のある人に相談に乗ってもらう方法がわからない
③障害のある人への理解を進めます	—	・視覚障害の希望者に対し、広報紙の音声CD「声の広報」を配布 (利用登録者35名) ・手話を言語にしている人には、手話による情報提供が十分に できていない
④障害のある人の意見を聞きます	(3) ①	・市職員が障害のある人と接する機会が少なく、理解が不十分
	(3) ①	・市役所の窓口が相談しにくい雰囲気である ・市政への市民参加において、障害のある人の参加・参画が少ない



取 組 み 内 容	実施時期					関係課
	R1	R2	R3	R4	R5	
(1)障害のある人を市役所職員として採用します ・ 障害種別を問わず、正規職員、会計年度任用職員を募集 ・ 知的・精神・発達障害のある職員に対するジョブコーチの配置 ・ 個人にあった業務マニュアルの作成 (2)市役所に特別支援学校や障害者施設等からの実習生を受け入れます(年1～2回、1週間程度) ・ 障害のある人の職場体験の場として市役所を活用 (3)障害のある人も安心して働き続けられるよう、市役所内の職場体制を整えます	→	→	→	→	→	人事課
(1)市ホームページ上に相談窓口を集中掲載するページを作成し、メールによる相談を受付します ・ 市役所の関係課、きいてネット（障害者総合相談窓口）、障害者相談員をはじめ当事者 団体等の民間相談窓口も含めた様々な相談窓口を、検索しやすくするため一括掲載 ・ 既存のホームページの問い合わせフォームを利用、機能充実しメール相談に対応 (2)障害のある人に対して、情報を得ることができる環境を充実させます ・ 市ホームページ上に「広報紙の音声データ」「音声・字幕・手話のある動画」等を 登録なしで利用できるよう、「ユニバーサル広報」として掲載	→	→	→	→	→	障害福祉課 秘書広報課 障害福祉課
(1)職員が障害のある人を理解するため、障害者施設等において、職員の職場体験研修を実施します ・ 市内の入所施設等に出向き、利用者への支援を体験（1回3名、年10回程度開催） (2)市内の障害者通所施設の利用者及びスタッフを講師として招き、職員研修を実施します ・ 利用者の日々の生活や活動状況を直接聞き、障害のある人の日常を体感する研修（年2回程度） (3)職員が特別支援学校に出向き、生徒と交流します(年2回程度) (4)職員全員が手話研修を受講します ・ 障害者理解を基盤とした手話研修を実施（1回30名（3日間）、年2回程度開催）	→	→	→	→	→	人事課
(1)先に職員から「こんにちは」等と挨拶し、相談しやすい雰囲気づくりに努めます (2)障害のある人が、市民意見を聞く手続きである附属機関の委員やワークショップに参加・参画しやすい ように工夫します ・ 当事者団体等に市政への市民参加制度について、毎年の意見交換の場等を通じて お知らせします ・ 募集時に、「手話通訳・要約筆記」等の対応が可能であることを明記します ・ 附属機関の会議やワークショップ時に、個々の状況に応じて、「手話通訳・要約筆記」の 派遣を行うなど、参加しやすいよう支援を行います	→	→	→	→	→	人事課 政策課 他

プログラム項目	共生協議会 報告書第4章 該当番号	現状・課題
2 小中学校は取り組みます		
<重点> ①障害のある児童生徒の社会的自立に向けた、合理的配慮を促進します	(2) ④	<ul style="list-style-type: none"> 相談を主担当する専門員の配置なく、簡易検査の実施なし 保護者からの相談希望に開催数が不足、学期予約制・回数制限とせざるをえない 学校からの相談助言依頼への随時対応・継続対応ができていない 支援具・教材や実践例等の具体を提示した啓発はできていない
<重点> ②地域の中で共に学びあうことが可能となる、基礎的な環境を整備します		<ul style="list-style-type: none"> 引継ぎ会やサポートファイルにより就学時の縦の連携は定着。トライアングルプロジェクト報告の趣旨を踏まえた学校園と関係事業所等との横の連携については課題が多い。 学級設置、施設・人的配置等の環境整備により、多くの子どもが小中学校において共に学ぶことができている 特別支援学級在籍児童生徒数が増加している。 体験活動等、社会的自立をめざす教育活動実施において、人的支援不足より活動が制限される。 特別支援専用IT機器の配置はない。
③共に認め合い、支え合い、高め合う仲間を育成し、地域の共生社会実現につなげていきます		<ul style="list-style-type: none"> アイマスク、車いす等の体験が多く、目に見えない障害の体験活動があまり行われていない。 オープンスクールや学校行事の際に地域の方々が来校する機会を作り、発信等を各校で実施している。
3 地域と共に取り組みます		
<重点> ①障害のある人とふれあい知り合う場をつくります	(1) ①	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人、地域団体双方が交流したいと考えている 地域団体は障害のある人の住所等を個人情報のため知ることができない 障害のある人は、交通手段や駐車場に困っている
	(2) ②	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が気軽に地域の人と知り合う機会がない コミュニティカフェは地域で行われている カフェのオーナーは障害のある人を誘いたい、情報がなく、また関わり方もわからない
	(2) ①	<ul style="list-style-type: none"> 声掛けの重要性はわかっているが、実践できていない 障害のある人への声掛けが少ない
	(1) ①	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が趣味の教室（お花、お茶、音楽活動等）に参加したいが、障害があっても参加できる場所がわからない
<重点> ②地域での働く場を拡大します	—	<ul style="list-style-type: none"> 近年、農業従事者が減少 知的障害、精神障害等で体の元気な人が働き先を求めている 農福連携を国や県も進めている 障害のある人が学校や障害福祉サービス事業所等で訓練を重ね、一般就労を希望する人が増えている <p>(全国で法定雇用率達成企業の割合は45.9%) (平成30年実績、対前年比4.1ポイント減少)</p>



取り組み内容	実施時期					関係課
	R1	R2	R3	R4	R5	
(1)個々の違いに応じた教育をサポートするセンターを教育委員会内につくります <ul style="list-style-type: none"> 発達にかかる子育て、指導等について必要時に相談できるよう、また、簡易検査等が実施できるよう相談室を整備、専門的なスタッフを複数配置 個に応じた指導をコーディネートする学校訪問支援の随時実施 自分にあった支援を体験できるトライアルグッズの貸し出し 合理的配慮実践推進校を指定し先進事例を発信 						教育総務課 学校教育課 教育研究所
(2)行政や福祉事業所、就学前、就労等の関係機関との連携を強化します <ul style="list-style-type: none"> サポートファイルの縦横連携への活用開始、合同研修会の実施 						
(1)児童生徒数の増加に対応して、自立支援員・指導員を増員配置します						
(2)体験活動等の社会的自立をめざす教育活動の実施を支援します <ul style="list-style-type: none"> 学校は活動補助のために必要に応じて特別支援アシスタントの招請を実施 						
(3)意思疎通や学習支援等に必要IT機器を特別支援学級等に配備します <ul style="list-style-type: none"> 音声文字変換装置の活用開始 支援に活用する専用タブレットを必要な学校に配備 特別支援学級に大型モニタを設置 						
(1)日常生活における共に認め合い・学び合う体験の中で、理解促進・実践力の向上を図ります <ul style="list-style-type: none"> 目に見えない障害についての体験活動等の実践事例を収集、ネットワーク上で発信 福祉教育の内容を社会福祉協議会とともに作成、実践 						
(2)学校等の取組を地域に発信し、地域におけるつながりを深め、理解を図ります <ul style="list-style-type: none"> 学校行事等の地域発信にイベント紹介ハガキを活用 取組理解啓発リーフレットの作成・配布 						
(1)障害のある人が地域イベントに参加しやすい環境をつくります <ul style="list-style-type: none"> 地域イベントの情報を紹介するハガキ（「イベント紹介ハガキ」）を地域団体とともに作成し、また希望者には地域の人、相談員、市職員等の支援者が同行してイベント等に参加できることを明記して、障害のある人へ郵送で情報を提供（年2回程度） イベントに参加する障害のある人への主催者による交通手段や駐車場の確保等、把握した必要な配慮を主催者等と情報共有する 						協働推進課 障害福祉課
(2)障害のある人がコミュニティカフェに参加できる環境をつくります <ul style="list-style-type: none"> イベント紹介ハガキの情報にコミュニティカフェを記載、参加希望者募集 希望者には地域の人、相談員、市職員等の支援者による同行 継続して実施・参加できるための支援者・専門職による調整 						人権推進課
(3)「人権さんだ」や「人権啓発講座」を通じて、共生のまちづくりの第一歩としての声かけ・あいさつ運動の取り組みを進めます <ul style="list-style-type: none"> 「人権さんだ」等で、声掛け運動やイベント参加などの好事例を紹介 						協働推進課 障害福祉課
(4)障害のある人が、趣味、余暇活動に参加できる場の情報を収集、提供します <ul style="list-style-type: none"> 地域で開催されている趣味の教室等の情報収集、相談支援専門員等への提供 障害のある人の教室等の参加に向けた主催者等との調整への支援 						健やか育成課
(5)障害のある人と共に学ぶ機会をつくります <ul style="list-style-type: none"> こうみん未来塾で障害のある人が講師になるなど、共に認め、学び合えるプログラム等を提供します 						農業創造課 障害福祉課
(1)農業と障害福祉の連携を進めます <ul style="list-style-type: none"> 農業者・福祉関係者を対象に、農作業の実体験や、農福連携のセミナーを開催します 						産業政策課 障害福祉課 人権推進課
(2)兵庫労働局等と連携しながら、障害者雇用を促進します <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県及び兵庫労働局が主催する、障がい者就労促進大会の障害者就職面接会等を通じて、障害者雇用を促進 兵庫労働局や市障害者就業支援センターと連携しながら、企業及び経済団体等へ障害者雇用の拡大を積極的に働きかけるとともに、ホームページ・ポスター等による啓発活動を行うことで、障害者雇用への関心を高める 障害者雇用に積極的に取り組む企業の経営者による庁内や地域に向けた講演会の実施 						

プログラム項目	共生協議会 報告書第4章 該当番号	現状・課題
<重点> ③災害時の助け合いに繋がる取り組みを進めます	(1) ①	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿への登録が進まない
	(3) ⑤	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の個人情報を地域の見守りに活用可能であることを地域の支援者が把握していない
	(1) ① (2) ⑥	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練は障害のある人の生命を守るために重要な取組だが、実施される地域が限られている。また、障害のある人の参加が少ない 避難行動要支援者の個別支援計画が作成されている地域は市内で1か所のみである 自治会等に対し個別に計画策定への声掛けをしている 福祉避難所は、市施設3箇所・県施設2箇所 計5箇所を指定しているが、更なる追加指定が必要 災害時の情報伝達の多様化や避難所における避難行動要支援者用の備品等の備蓄について更なる充実が必要
<重点> ④障害のある人が参加しやすい文化・スポーツ・生涯学習を振興します	(1) ③	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人を対象とした水泳教室は実施している 令和元年度ファミリースポーツカーニバルを実施し、障害のある人もない人も共に参加している 平成30年度からマスターズマラソンのファンランを実施。障害のある人もない人も共に参加している 競技種目別の協会はあるが、障害者スポーツにかかる協会はない 障害のある人の生涯教育（障害者交流サロン…知的障害者の余暇支援、青い鳥学級…視覚障害者の生涯学習支援、くすの木学級…聴覚障害者の生涯学習支援）を実施している
	—	<ul style="list-style-type: none"> 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催 三田市内を聖火リレーが通過する予定
	(1) ②	<ul style="list-style-type: none"> 当事者団体等の加入者が減少・高齢化している 当事者団体等を知っている人が減っている 当事者団体等の考えを市に提案する機会が今はない 当事者団体等に加入している人の声を聞く機会が少ない
⑤当事者団体等の活性化を支援します	(2) ③	<ul style="list-style-type: none"> 特別な目的がなくても、障害のある人が居られる場所がほしい（相談機能があればなお良い） 自立支援協議会の各部会で居場所の検討をはじめている
	—	<ul style="list-style-type: none"> 地域の公共施設が、障害のある人の居場所、地域との交流の場として活用できていないことがある
⑥障害のある人の居場所をつくります	(3) ④	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の担い手は、障害のある人との交流にあたって特性や配慮の方法が分からず、不安が大きい 障害のある人は、地域活動に参加するにあたってどうしてよいかわからず、不安が大きい 市の地域担当が各地域に設置され、障害のある人や地域の人が様々な相談をしやすくなった
	(2) ⑦	<ul style="list-style-type: none"> 空き家を障害のある人のグループホームに転用しにくい 障害のある人が家を借りる際に障害を理由に断られたり施設の設置を障害を理由として反対されることがある
⑦地域と障害のある人を取り持ちます	(2) ⑦	<ul style="list-style-type: none"> 空き家を障害のある人のグループホームに転用しにくい 障害のある人が家を借りる際に障害を理由に断られたり施設の設置を障害を理由として反対されることがある
⑧地域での住まいの場の確保を支援します	(2) ⑦	<ul style="list-style-type: none"> 空き家を障害のある人のグループホームに転用しにくい 障害のある人が家を借りる際に障害を理由に断られたり施設の設置を障害を理由として反対されることがある



取り組み内容	実施時期					関係課
	R1	R2	R3	R4	R5	
(1)障害のある人の避難行動要支援者名簿への登録を進めます <ul style="list-style-type: none"> 年2回、障害者手帳所持者名簿と突合し、未登録者へ登録用紙を送付 手紙送付後、まだ未登録の場合、訪問にて登録の説明 手帳更新時等で窓口来庁の際、未登録者の登録手続 						危機管理課 地域福祉課 障害福祉課
(2)避難行動要支援者制度の運用方法を民生委員、自治会等の地域の支援者へ説明し、障害のある人に関する適切な情報利用方法を周知します <ul style="list-style-type: none"> 地域での見守り等、登録者名簿をもとに訪問する事例等を提示するとともに、個別支援計画の重要性を自治会役員会等の機会を利用し説明 						
(3)市内全域で防災訓練を開催できるよう支援するとともに、障害のある人が参加できるよう必要な支援を行います <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の個別支援計画の策定について防災・地域福祉・障害福祉の担当課が自治会役員会等で合同で説明するとともに、避難訓練等での予行練習の実施に繋げる 個別支援計画の策定を推進するため全市的な周知を図るとともに、NT、旧市街地、農村地域等、地域特性ごとにモデル地区を設定し策定を進める。また、モデル地区での取り組みを検証し、地域や福祉関係者の負担軽減など有効な支援に努める 防災訓練の情報をイベント紹介ハガキに掲載し、郵送で情報提供 希望者には地域の人、相談員、ケアマネージャー、市職員等の支援者が同行 主催者に駐車場等の確保等、必要な配慮を地域団体等を依頼 福祉避難所の更なる追加指定を進めるとともに、民間福祉施設事業者との災害時応援協定を促進し、災害時の避難行動要支援者受け入れ可能施設の増加を目指す スマートフォンを活用した音声による情報伝達など、多様な伝達手段の構築を目指すとともに、ダンボールベッド、車いす対応仮設トイレ等、災害時に避難行動要支援者に配慮した避難所環境の整備を計画的に進める 						危機管理課 障害福祉課 地域福祉課
(1)障害のある人も参加しやすいスポーツのイベント等を実施します <ul style="list-style-type: none"> マスターズマラソンのファンランの部設置やファミリースポーツカーニバル&市民チャレンジデー（障害者スポーツの紹介ブース）の種目を充実させるなど、障害のある人も参加しやすいイベントを実施 イベントの企画の段階から障害のある人が関わり、共に参加できる内容を目指す 						文化スポーツ課 障害福祉課
(2)障害者スポーツ協会の立ち上げ支援を行い、活動の裾野を広げます <ul style="list-style-type: none"> 障害者スポーツ協会は令和2年3月設立予定 ファミリースポーツカーニバルで障害者スポーツの競技啓発 障害者スポーツの普及啓発、大会等の企画・運営 						
(3)障害のある人も参加しやすい文化交流イベント等を、工夫を凝らして増やします <ul style="list-style-type: none"> 既存の文化的イベント（文化祭、絵画協会等）や教室、サークル等の情報収集、相談支援専門員等への提供とともに、イベント等の主催者に障害のある人が参加するための必要な支援を配慮するよう依頼 障害のある人の参加に向けた主催者との調整 						
(4)東京2020オリンピック・パラリンピック関連イベントを実施します <ul style="list-style-type: none"> オリンピック聖火リレー（R2年5月）において、障害のある人による歓迎イベントを企画 障害のある人と一緒に実施するパラリンピック関連イベント（R2年8月）を企画 						
(1)当事者団体等の活動やイベント等を紹介します <ul style="list-style-type: none"> 当事者団体等の一覧を作成し、市窓口への来庁者に説明、配布、市広報紙等により活動を紹介 市が実施する訪問支援の際に一覧を手渡し 						障害福祉課
(2)当事者団体等と市で積極的に意見交換します <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉協議会、手をつなぐ育成会（知的障害者の保護者の会）、にじの会（精神障害者の家族会）等の当事者団体等や、ピアサポーター等障害当事者グループと毎年1回以上開催 						
(1)障害のある人のニーズに合った「居る」「集う」ことができる場所を、自立支援協議会においてニーズを把握し、実現可能な方法を企画します						障害福祉課
(2)障害のある人と子どもが日常的に触れ合うことができる仕組みとして、障害者支援施設等の日中活動の場として余裕教室等を活用します						障害福祉課 教育総務課
(1)障害のある人が不安なく地域活動に参加できるよう、地域と障害のある人がつながる活動を支援します <ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーター兼地域福祉支援員は、地域活動の担い手が障害特性について学ぶ研修の実施・調整や相談ごとへの対応を行い、不安なく受入れできる状況をつくります。 障害者生活支援センターがコーディネートをを行い、地域の支援者とともに地域活動に同行するなど不安をなくします 						地域福祉課 いきいき高齢者支援課 障害福祉課
(2)市の地域担当が情報を把握した際、障害福祉課等の関係機関へ適切につなぎます <ul style="list-style-type: none"> 地域で担当した事例を地域担当間で会議等を通じて情報共有する 						協働推進課
(1)市内各地において、グループホームの設置を促進する仕組みをつくります <ul style="list-style-type: none"> グループホームの立地を許容する規制緩和の仕組みをつくります 既存住宅のグループホームへの転用を容易にする仕組みをつくります 						都市計画課 障害福祉課
(2)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「三田市障害を理由とする差別をなくすすべての人が共に生きるまち条例」に基づき解決に向けて対応します						障害福祉課
(3)「三田市人権を考える会」と連携し、地域における人権研修を通して障害者理解に関する啓発・教育活動等を進めます						人権推進課